

# パキスタン・イスラム共和国

## Islamic Republic of Pakistan

### 1. パキスタンの概要

正式国名をパキスタン・イスラム共和国といます。インドの西に位置し、国土の面積は79万6千平方キロメートル、日本の2倍ほどの大きさに、人口1億4千9百万人を擁しています。首都はイスラマバードです。1947年、英領インドから独立しましたが、同時期に独立したヒンドゥー教国のインドとは3次にわたる戦争を経験しました。

言語はウルドゥー語のほか、英語が使われ、成人の識字率は約5割です。

宗教はイスラム教で、国教になっています。

通貨はパキスタン・ルピーです。主な製品には綿花関連製品、皮革製品、合成繊維衣料品、そして米などがあげられます。

経済協力では日本が支出純額で見ると第1位に立ち、イギリス、アメリカがこれに続きます。

### 2. 知的財産全般の保護状況

パキスタンはWTOの加盟国としてTRIPS協定の履行義務をはたすため、2000年に知財関係法令を一新し、世界標準に合った知的財産法制を敷いています。2004年の大統領令により、以前の商標庁、特許意匠庁、著作権庁の3庁が一つのパキスタン知的財産機構（IPO-Pakistan）に統合され、首相がそれぞれの庁の代表たちで構成する議会の議長を務める仕組みとなりました。知的財産権の重要性を国民に啓発していくことを目標に掲げていますが、訓練された専門家と資金が不足していることが問題として指摘されます。PCTにも未加盟で、現在その加盟が検討されているところです。

特許庁（The Patent Office）

Kandwala Building, M.A. Jinnah Road, Karachi, Islamic Republic of Pakistan

Tel : +92 21 9205746

Fax : +92 21 9215489

商標登録局（Trade Marks Registry）

Plot No.CD-3,Behind Civic Centre, Gulshan-e-Iqbal,Karachi, Islamic Republic of Pakistan

Tel : +92 21 4947194

Fax : +92 21 4947251

### 3. 特許

現在の特許法は 2000 年に制定された新法 ( Patents Ordinance 2000 ) が 2002 年に改正されたもので、施行規則 ( Patents Rules 2003 ) は 2003 年に制定されました。

特許は、発明が新規であり、進歩性を備え、産業上の利用可能性のあるものに対して与えられます。物質特許も保護されます。医薬品、農業用の化学品に対しては、特許に変わる経過措置として排他的販売権を認める制度が導入されました。一方、特許を受けることができないものとして、発見、科学的理論、数学的方法、精神的な行為や遊戯の計画、手術や治療・診断方法などがあげられます。

特許を受ける権利は発明者にあり、職務発明も別段の契約がない限り、または使用者が発明に会社の施設が不可欠であったことを立証しない限り、発明者に帰属します。特別な経済的価値を有する発明で権利が使用者に帰属した場合、発明者は職務の性質、俸給、使用者の利益を考慮して、公正な報酬を受ける権利があります。

出願は特許庁に所定の様式で行います。これには出願が真正かつ最初の発明者が承継人によってなされていることの宣誓を含んでいる必要があります。特許庁長官は真正な発明者名が願書に記載されていなかったとされる場合、申請により聴聞の結果それが事実と認められれば、申請人の名前を発明者とすることができます。出願時は仮の明細書の提出でよく、この場合 9 ヶ月以内に完全明細書を提出します。

パキスタンはパリ条約に加盟していませんが、WTO の加盟国として TRIPS 協定が内に取り込んでいるパリ条約を間接的に履行する義務を負っています。このため、パリ条約に基づく優先権を主張したい出願は、パキスタンへの出願時に優先権主張の基礎となる出願の国名、出願日、出願番号を通知し、優先権の主張を行います。出願の写しも提出が必要ですが、パキスタンへの出願時に間に合わなければ、その後 3 ヶ月以内の提出も可能です。また優先権書類が英語以外で作成されている場合、英語への翻訳文を添付しなければなりません。優先期間は、最先の優先日から 12 ヶ月です。発明の新規性は世界公知を基準に判断されます。

複数の発明を含む特許出願は、特許の付与前であれば分割が可能です。この場合、出願日は元の出願日または優先日に遡ります。

同一発明の改良や改変には追加特許の制度があります。追加を受けられるのは主発明の完全明細書に記載された範囲です。

出願の取り下げはいつでも可能で、特許付与が官報で公告される以前であれば、出願書類が公衆の閲覧に供されることはありません。

パキスタン知的財産機構下の特許庁長官は、完全明細書が提出された場合、審査官に出願を審査させます。ただ、独力で特許要件の実体審査をするには人材が不足しているため、同一発明の特許ファミリーで先行する他国の対応出願の特許審査状況を通報すること

が求められます。この要求に指定期間内で応答しないと、罰金を科されるおそれがあります。

審査官は審査結果を出願日から 18 ヶ月以内に特許庁長官へ報告することとされています。出願はこうした審査を経て拒絶理由がない場合、18 ヶ月以内に承認が官報上で公告され、公衆の異議を待ちます。申し立て期間は 4 ヶ月です。申したての理由には特許要件としての発明の新規性、進歩性、明細書の記載要件に関するもののほか、完全明細書が仮明細書の範囲を逸脱していることも含まれます。

特許の存続期間は出願から 20 年です。

料金は出願時、仮明細書により出願の場合は完全明細書の提出時、優先権の主張、特許時にそれぞれ納付が必要です。更新料として、出願日または優先日から第 5 年度以降について、納付します。

特許権者は特許の付与後、特許庁長官に対して明細書の補正を申請することができます。補正の申請は公告され、所定の期間、異議申し立てを待ち、それに理由がないとされた場合に許可されます。そしてこの場合の補正は、明白な誤記の訂正などに制限されています。

利害関係人は特許捺印日から 12 ヶ月以内に特許庁長官に対して、特許の取消しを申請することができますが、すでに特許付与への異議申し立てをしている場合を除きます。この期間を過ぎると、利害関係人または連邦政府は、高等裁判所に特許の取消しを請求することができます。さらに後述する侵害訴訟で被告は反訴として特許の取消しを請求することができます。この場合も高等裁判所に移送されます。高等裁判所は特許を取り消す代わりに、その明細書を補正する許可を与えることができ、特許権者がこうして高等裁判所の適当と考える明細書の補正を許可した場合、その旨を特許庁に届けることとなります。

特許発明は、出願から 4 年または特許付与から 3 年のいずれか遅く満了する期間内に、パキスタン国内で十分に実施しなければなりません。正当な理由がなくこれを怠ると、強制実施権を第 3 者に付与される場合があります。パキスタンへの輸入は有効な実施とみなされます。特許権者とその実施権者には、所定の方法と間隔でパキスタンでの商業的実施の状況を報告する義務があります。また特許庁長官は特許の存続期間中、いつでもその報告を要求し、情報を公開できるとされています。

実施が不十分であると認められる場合、何人も特許庁長官に対して、所定の手数料を納付し、その特許の強制実施権を付与するよう請求することができます。付与する旨の決定は、実施権の範囲と機能、実施開始時期、特許権者に支払う対価の額、対価支払いの条件を含みます。被付与者は所定期間内に発明の実施を開始し、その後特許発明を十分な程度に実施する必要があります。なお、特許権者の不十分実施を正当化する事由が認められた場合、この請求は却下されます。強制実施権は、主としてパキスタン市場に供給するためのものでなくてはならず、特許権者が自らの権利を行使するのを妨げるものではありません。

特許の侵害訴訟で損害賠償を請求するためには、保護される物品に特許番号を含め適切

な表記を付しておかなくてはなりません。

2004年の統計では、特許出願の件数が1,083、うち外国からのものは1,010、登録は416、うち外国が404件となっています。

#### 4. 意匠

意匠は、産業上の方法または手段によって物品に利用される形状、配置、型、装飾で、その特徴が完成品において視覚のみに訴え、判断されるものが対象です。そして、新規で独創性があり、公序良俗に違反しない場合、登録が可能です。

意匠登録の出願は、特許庁に対して行います。

新規性は世界公知を基準に判断されます。また、条約により優先権の主張が可能です。その主張は、出願時に優先権主張の基礎となる出願の国名、出願日、番号を表示して行います。また、出願から3ヶ月以内に、先の出願がなされた国の当局が認証する先願の写しを提出しなければなりません。その書類が英語以外で作成されているときは、確認された英語の翻訳文を提出することが必要です。

新規性の実体的な審査は人材不足のため、通常は行われません。

意匠権を取得できるのは、その創作者または継承者です。ただし、職務上で創作された意匠は、使用者または業務を委託した者に帰属します。

登録が拒絶された場合、高等裁判所に控訴することができます。

意匠権の存続期間は出願日または優先日から10年で、その後10年ずつ2回の更新が可能です。

登録意匠は保護を受けたい物品に、登録番号を標記する必要があります。これは侵害に対して損害賠償を請求する場合に必要となります。特許と違って実施は義務付けられていません。登録意匠は、その全部または一部を譲渡することができます。その場合、意匠登録簿に登録することが必要です。

利害関係人は意匠登録について、登録後2年以内であれば特許庁長官に、または登録後いつでも高等裁判所に対して、取消し請求を行うことができます。理由には新規性、独創性の欠如、公序良俗違反に加えて、登録の名義人がその権利を有していない場合があげられます。特許庁長官は自らその事件を決定しないで、高等裁判所に回付することができるかとされています。長官の決定に不服がある場合、高等裁判所に控訴することができます。

何人も特許庁長官に対して所定の手数料を納付し、必要な情報を提供すれば、その意匠についての登録の有無、存続期間延長承認の有無、登録日、登録所有者の氏名、宛先などを通知してもらうことができます。

2004年の統計では、意匠登録の出願件数が478、登録件数が379で、うち外国からは111件が登録になっています。

## 5. 商標

2001年に改正、2004年4月に施行された商標法（Trademark Ordinance）が現行法です。

商標は、商品と役務の双方を保護します。団体商標、証明商標、立体商標、音響商標、地理的表示も登録が可能です。

一区分の登録であっても、他区分の同一または類似商標の他者による使用を排除できません。また、商品としての登録であっても、同一標章を役務で使用する侵害を阻止することができ、その逆も可能です。

周知商標はパリ条約のもとで保護されます。

侵害物品の破棄または侵害商標を物品から取り除く措置を認める規定があります。

商標の出願は方式が審査され、審査を経た出願は商標公報に公告のうえ、登録に先立ち異議申し立てを待ちます。申し立ての期間は出願公告から2ヶ月（請求により1ヶ月から6ヶ月まで延長が可能）です。ただ、公告の決定から官報掲載まで半年近くの遅延が生じているのが実情で、その分、権利の設定も遅れがちです。異議の決定に対して不服があれば、2ヶ月以内に高等裁判所へ控訴が可能です。

商標権の存続期間は出願から10年です。そして、商標権は10年ごとに更新が可能です。

商標の登録表記は義務付けられていませんが、可能な表記は「登録商標」で、実際に登録されていないのにこの表示をすると、刑事犯となります。

なお無登録の商標に対しても、一定限度で、パッシング・オフ（詐称通用）の法理により、保護が及びます。これはいかなる人も自身の商品を他人の商品として通用させる権利はないという考えに立つものです。

2004年の統計では、商標登録の出願が13,592件でした。

## 6. その他

著作権は著作権局（Copyright Office）の管轄で、登録が可能です。登録は保護を受けるための必要要件ではありません。侵害品は輸入のほか、輸出も禁じられています。コンピュータ・プログラムやデータベースは、著作権として保護されます。

集積回路の回路配置は、回路配置登録法（Registration of Layout designs of Integrated Circuits Ordinance, 2000）によって保護されます。

パキスタン国内のドメインネームは、PKNIC と呼ばれる機関で登録が可能です。

なお、実用新案制度はありません。

## 7. 侵害と救済

特許、商標などの侵害訴訟は、管轄権を有する地方裁判所に提起します。請求可能な救済方法は、差止め、損害賠償、不当利得の返還、輸入禁止、侵害商品の商業経路外での処分、侵害商品の生産に使用される原料、用具の処分、侵害者に侵害物品の生産、流通にか

かわる第3者の身元と商業経路を通知させるなどの命令を出してもらうことです。

他方、執行手続きを濫用した場合、不当に禁止、抑止された当事者に対して損害賠償の責めを負います。

侵害訴訟では、被告が特許の存在を知らなかった合理的な理由があることを立証すると、損害賠償が科されることがなくなる可能性があります。このため、保護を受ける物品に適正な表示をすることが重要になってきます。もっとも、差止め命令にこのような抗弁は無効で、特許権者はその命令を特許表記の有無にかかわらず出してもらうことが可能です。

特許の侵害訴訟で被告は特許の取消しを求める反訴を提起することができ、この場合、訴訟は反訴とともに、高等裁判所に回されます。

侵害防止、特に通関後の輸入商品を含む商品の市場への流入を防ぐため、また、侵害の証拠保全のため、侵害訴訟による仮処分として、差止め命令の発給を受けることができます。この命令は、発給の遅延によって特許権者に回復不能な損害を与える虞がある場合や証拠隠滅の虞がある場合、他方当事者への聴聞を経ないで発給されます。裁判所は原告に対して特許権者であること、特許権の侵害またはその虞があることの十分な証拠の提出を求めます。更に仮処分の濫用を防止する担保の提供も求めることができます。仮処分が命じられたとき、原告はその事件の本案訴訟を20就業日または31暦日を超えない期間内に提起しなければなりません。

侵害行為を受けた場合どのような救済がなされるか、参考になる最近の判例をあげましょう。

原告の医薬品の製法特許が存在している間に、特許権者でない被告は特許方法によって製造される医薬品を市場に投入し販売する承認を得てしまいました。被告は、製品がまだ市場に置かれたわけではないこと、被告の医薬品は特許の製造方法とは異なる方法で製造されることなどの抗弁を行いました。裁判所はこれ等をすべて退け、仮処分を認めました。理由は、訴訟の提起に実際の侵害が起こるのを待つ必要はなく、その虞があれば十分なこと、医薬品が製法特許とは別の方法により製造されるのであれば、その立証責任は被告にあること、そうでない場合、被告の医薬物質は特許方法によると推定される、というものです。

また、これも医薬品の特許と排他的販売権にかかる別の事件で、被告の特許侵害を認めた判決を無視し医薬品の販売を行った被告に対し、裁判所は新たに政府当局による侵害品の撤去、被告会社の社長、パートナー、主要職員の逮捕拘留、被告会社と職員らが所有する財産の差押さえと競売の措置を命じました。

Pepsico とのフランチャイズ契約を解除された国内企業に対し、最高裁判所はその企業が契約終了後も PEPSI の商標を使い続けることを禁じる判決を下しました。これは外国資本が合併やフランチャイズ契約による投資を行う際に、現地企業との契約を問題なく終了することができるという保障を与えるものです。

アラブ首長国連邦の企業が所有する MAAZA の商標はパキスタン国内では登録のみで、

実際には使用されていませんでしたが、この企業は世界各地でこの商標を使用していました。この商標の侵害事件に対して、高等裁判所は、MAAZA に登録による権利に加え国際的な名声とのれんがあることを認め、この標章を他に流用することを禁じました。

別の商標事件で、ネスレー社と Food International という企業は、ネスレー社が粉末チョコレート飲料を指定商品とする同一の商標を、企業がパンを指定商品としたため争いになりました。ペシャワールの高等裁判所は、地裁が指定商品には相違があり、ネスレー社の商標の国際的な名声も考慮できないとした判決を覆し、商標法の目的は健全な競争を促進するものであるという観点から、一度正当に登録された商標の侵食は認められないと判示しました。

またパキスタンでよく知られた ACER の商標が不正に第 3 者によってドメインネームとして登録された事件があります。シンドの高等裁判所は、ドメインネームを保護する特定の法律はないものの、インターネットの潮流に配慮して、その使用を差し止める判決を出しています。

医薬品の商標を侵害するラベルが著作権として登録されていた事件で、シンドの高等裁判所は、そのような侵害の抜け道を認めることは許されないとして、被告の抗弁を退けました。